

チェックリストの説明

1	開設者の状況	開設者は欠格事項に該当していませんか
<input type="checkbox"/> 欠格事項（登録申請書の添付書類（ハ）誓約書の事項に記載があります） <ul style="list-style-type: none"> ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ②禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ③建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ④建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者 ⑤建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの） ⑥建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの） ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（⑨において「暴力団員等」という。） ⑧精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ⑨暴力団員等がその事業活動を支配する者 ⑩建築士事務所について第24条第1項（専任の管理建築士の配置）及び第2項（管理建築士の要件）に規定する要件を欠く者 ⑪禁錮以上の刑に処せられた者（②に該当する者を除く。） ⑫建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（③に該当する者を除く。） <p>《関係条文》法第23条の4</p>		
2	登録事項の変更の届出	登録事項に変更があつたときは、届出を行つていますか 所属建築士に変更があつたときは、届出を行つていますか
<input type="checkbox"/> 登録申請書の記載事項に変更があつたときは、2週間以内（所属建築士の変更は、3ヶ月以内）に登録事項変更の届出が必要です。 <input type="checkbox"/> 役員（法人のみ）及び所属建築士は、全員の登録が必要です。 <p>《関係条文》法第23条の5</p>		
3	管理建築士の専任状況	管理建築士は専任していますか
<input type="checkbox"/> 管理建築士は、建築士事務所を管理する建築士です。 <input type="checkbox"/> 建築士事務所には、専任の管理建築士を置かなければなりません。 <p>《関係条文》法第24条第1項</p>		
4	管理建築士の管理状況	管理建築士は、建築士事務所の業務において、法定の技術的事項を総括していますか
<input type="checkbox"/> 管理建築士には、事務所の業務全体の執行状況の把握・調整、事務所の有する技術力を適正に行使するための人的・物的環境の整備等を行う役割があります。 <input type="checkbox"/> 法定の技術的事項 <ul style="list-style-type: none"> ①受託可能な業務量・難易、業務内容に応じた必要期間の設定 ②受託業務を担当させる建築士等の選定・配置 ③他建築士事務所との提携・提携先に行わせる業務範囲の案の作成 ④所属建築士等の監督・業務遂行の適正の確保 <p>《関係条文》法第24条第3項</p>		

5	帳簿の備付け及び図書の保存	建築士事務所の業務に関する帳簿を備え付け保存（15年間）してありますか 設計図書、工事監理報告書、建築物省エネ法説明書面等を保存（15年間）してありますか																								
<input type="checkbox"/> 帳簿に記載する事項 ①契約年月日 ②契約の相手方氏名・名称 ③業務種類・概要 ④業務終了年月日 ⑤報酬額 ⑥従事した建築士・建築設備士の氏名 ⑦業務を一部委託した場合、委託業務概要・受託者氏名（名称）・住所 ⑧管理建築士の意見が述べられたときの当該意見の概要 <input type="checkbox"/> 保存する設計図書等 ①配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書等 ②工事監理報告書（法施行規則第4号の2書式） ③建築物省エネ法第27条第1項の説明書面、第2項の意思表示書面 <input type="checkbox"/> 法に規定はありませんが、その他業務記録及び契約書等を整理することが望ましいです。 <input type="checkbox"/> 法に規定はありませんが、工事監理業務を実施するにあたっては、工事監理計画書や日誌などを作成することが望ましいです。 《関係条文》法第24条の4、法施行規則第21条第1項、法施行規則第21条第4項																										
6	標識の掲示	建築士事務所において公衆の見やすい場所に法定の標識を掲げていますか																								
<input type="checkbox"/> 法定の標識 <table border="1" data-bbox="399 795 1165 1131" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">↑</td> <td style="width: 100px;"></td> <td style="width: 100px; text-align: center;">名</td> <td style="width: 100px; text-align: center;">称</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25cm 以上</td> <td style="text-align: center;">登 録</td> <td style="text-align: center;">一級 二級 建築士事務所 木造 (都道府県) 知事登録第</td> <td style="text-align: center;">号</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">開 設 者</td> <td style="text-align: center;">氏</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">↓</td> <td style="text-align: center;">管 理 建 築 士</td> <td style="text-align: center;">一級 二級 建築士 木造</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">登 録 の 有 効 期 間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 から</td> <td style="text-align: center;">年 月 日 まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">←----- 40cm以上 -----→</td> </tr> </table> 《関係条文》法第24条の5、法施行規則第22条・第7号書式			↑		名	称	25cm 以上	登 録	一級 二級 建築士事務所 木造 (都道府県) 知事登録第	号		開 設 者	氏	名	↓	管 理 建 築 士	一級 二級 建築士 木造	氏 名		登 録 の 有 効 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで		←----- 40cm以上 -----→		
↑		名	称																							
25cm 以上	登 録	一級 二級 建築士事務所 木造 (都道府県) 知事登録第	号																							
	開 設 者	氏	名																							
↓	管 理 建 築 士	一級 二級 建築士 木造	氏 名																							
	登 録 の 有 効 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで																							
	←----- 40cm以上 -----→																									
7	書類の閲覧	法定の書類を備え置き、設計等の業務を依頼しようとする建築主の求めに応じ閲覧させていますか																								
<input type="checkbox"/> 法定の書類 ①第7号の2書式 ※事業年度経過後3ヶ月以内に作成し備置（3年間） ②設計等業務に係る損害賠償保険契約を締結した場合はその内容を記載した書類 ※契約締結後遅滞なく作成し備置 《関係条文》法第24条の6、法施行規則第22条の2・第7号の2書式																										
8	業務に必要な表示行為等	設計図書に1級・2級・木造建築士の別を表示し記名をしていますか 構造計算により建築物の安全性を確かめた場合には、「構造計算安全証明書」を設計の委託者に交付していますか 工事監理を終了したときは、その結果を工事監理報告書により建築主に報告していますか 建築設備士の意見を聴いたときに、その旨を設計図書や工事監理報告書において明らかにしていますか																								
<input type="checkbox"/> 設計図書への記名等は、設計図書の一部を変更した場合も必要です。 <input type="checkbox"/> 「構造計算安全証明書」は法施行規則第4号書式によります。 <input type="checkbox"/> 「工事監理報告書」は法施行規則第4号の2書式によります。 《関係条文》法第20条、法施行規則第17条の14の2・第4号書式、第17条の15・第4号の2書式																										
9	設計等の業務に関する報告書	事業年度ごとに設計等業務報告書を作成し、毎事業年度終了後3ヶ月以内に県建築指導課に提出していますか																								
<input type="checkbox"/> 設計・工事監理等の業務実績がなくても提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 事業年度は、法人の場合は定款に定められた年度、個人の場合は暦年（1月～12月）とします。 《関係条文》法第23条の6、法第23条の9、法施行規則第20条の3・第6号の2書式																										

10	名義貸しの禁止	開設者は、自己の名義を貸して他人に建築士事務所の業務を営ませていませんか
《関係条文》法第 24 条の 2		
11	再委託の制限	開設者は、委託を受けた設計・工事監理の業務を建築士事務所の開設者以外の者に委託していませんか 延べ面積が 300 m ² を超える建築物の新築工事について、開設者は、委託を受けた設計・工事監理の業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託していませんか
<input type="checkbox"/> 受託した設計・工事監理について、委託者の許諾を得た場合でも、建築士事務所以外に再委託してはなりません。 <input type="checkbox"/> 受託した設計・工事監理（延べ面積 300 m ² を超える建築物の新築工事に限る）について、委託者の許諾を得た場合でも、一括再委託（いわゆる丸投げ）してはなりません。 《関係条文》法第 24 条の 3		
12	重要事項の説明等	開設者は、設計や工事監理の受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、建築主に対し、管理建築士等から、 <u>法定の事項</u> を記載した書面を交付して説明をさせていますか この説明をするとき、建築主に対し、建築士免許証等を提示していますか
<input type="checkbox"/> 法定の事項 ①（設計受託契約）作成する設計図書の種類 ②（工事監理受託契約）工事と設計図書との照合方法、工事監理実施状況の報告方法 ③設計・工事監理に従事する建築士氏名・級別、構造・設備設計一級建築士の場合その旨 ④報酬の額、支払時期 ⑤契約解除に関する事項 ⑥建築士事務所の名称・所在地・級別 ⑦建築士事務所の開設者氏名 ⑧設計・工事監理受託契約の対象建築物の概要 ⑨業務に従事する建築士の登録番号 ⑩業務に従事する建築設備士がいる場合、氏名 ⑪設計・工事監理を一部委託する場合、委託に係る設計・工事監理概要、受託者氏名（名称）、受託建築士事務所の名称・所在地 《関係条文》法第 24 条の 7、法施行規則第 22 条の 2 の 2、第 17 条の 38		
13	書面による契約の締結	延べ面積が 300 m ² を超える建築物に係る設計や工事監理の受託契約に際して、 <u>法定の事項</u> を記載した書面を当事者相互に交付していますか
<input type="checkbox"/> 新築で延べ面積が 300 m ² を超える場合のほか、増築、改築、大規模修繕、大規模模様替で該部分が 300 m ² を超える場合にも適用されます。 <input type="checkbox"/> 法定の事項 ①（設計受託契約）作成する設計図書の種類 ②（工事監理受託契約）工事と設計図書との照合方法、工事監理実施状況の報告方法 ③設計・工事監理に従事する建築士氏名・級別、構造・設備設計一級建築士の場合その旨 ④報酬の額、支払時期 ⑤契約解除に関する事項 ⑥建築士事務所の名称・所在地・級別 ⑦建築士事務所の開設者氏名 ⑧設計・工事監理受託契約の対象建築物の概要 ⑨業務に従事する建築士の登録番号 ⑩業務に従事する建築設備士がいる場合、氏名 ⑪設計・工事監理を一部委託する場合、委託に係る設計・工事監理概要、受託者氏名（名称）、受託建築士事務所の名称・所在地 ⑫設計又は工事監理の実施の期間 ⑬設計又は工事監理の種類、内容及び方法 <input type="checkbox"/> この書面には記名押印又は署名が必要です。 <input type="checkbox"/> 法に規定はありませんが、延べ面積 300 m ² 以下の建築物についても、トラブルの発生を未然に防止する観点から、書面による契約締結が望ましいです。 <input type="checkbox"/> なお、建築士法第 22 条の 3 の 2 には「設計受託契約等の原則」として「設計受託契約又は工事監理契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にその契約を履行しなければならない。」とあります。対象は、規模等に関わらず設計・工事監理の業務に関するすべての契約で、再委託契約など建築士事務所同士の契約も含まれます。 《関係条文》法第 22 条の 3 の 3、法施行規則第 17 条の 38		

14	書面の交付	開設者は、設計や工事監理の受託契約を締結したときは、遅滞なく、法定の事項を記載した書面を委託者に交付していますか
<input type="checkbox"/> 法第 22 条の 3 の 3 に基づき書面による契約を行った場合、この法第 24 条の 8 に基づく書面の交付は不要となります。 <input type="checkbox"/> 法定の事項 ①（設計受託契約）作成する設計図書の種類 ②（工事監理受託契約）工事と設計図書との照合方法、工事監理実施状況の報告方法 ③設計・工事監理に従事する建築士氏名・級別、構造・設備設計一級建築士の場合その旨 ④報酬の額、支払時期 ⑤契約解除に関する事項 ⑥建築士事務所の名称・所在地・級別 ⑦建築士事務所の開設者氏名 ⑧設計・工事監理受託契約の対象建築物の概要 ⑨業務に従事する建築士の登録番号 ⑩業務に従事する建築設備士がいる場合、氏名 ⑪設計・工事監理を一部委託する場合、委託に係る設計・工事監理概要、受託者氏名（名称）、受託建築士事務所の名称・所在地 ⑫設計又は工事監理の実施の期間 ⑬設計又は工事監理の種類、内容及び方法 ⑭契約年月日 ⑮契約の相手方氏名（名称） <input type="checkbox"/> この書面には記名押印又は署名が必要です。 《関係条文》法第 24 条の 8、法第 22 条の 3 の 3、法施行規則第 17 条の 38、第 22 条の 3		
15	定期講習の受講	所属建築士（管理建築士含む）は、3 年毎に定期講習を受けていますか
《関係条文》法第 22 条の 2		